

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

会計処理基準に関する事項

(1)重要な資産の評価基準及び評価方法

ア. 有価証券

①満期保有目的債券

償却原価法

②その他有価証券

・時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定している。）

・時価のないもの

主として移動平均法による原価法

イ. デリバティブ

時価法

ウ. たな卸資産

主として総平均法による原価法

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産は主として定率法、無形固定資産は定額法によっている。

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に規定する償却方法により、減価償却を実施している。

これによる営業利益、中間経常利益及び税金等調整前中間純利益への影響は軽微である。

(追加情報)

法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち、前連結会計年度までに減価償却累計額が取得価額の95%相当額に達している資産については当中間連結会計期間から、当連結会計年度以降に減価償却累計額が取得価額の95%相当額に達する資産についてはその翌連結会計年度から、それぞれ5年間で均等額を償却する方法により、減価償却を実施することとしている。

これにより、当中間連結会計期間の減価償却額は11,488百万円増加し、営業利益、中間経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ同額減少している。

なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。

(3)重要な引当金の計上基準

ア. 貸倒引当金

貸倒れによる損失に備えるため、中間期末金銭債権に対して実績率等による回収不能見込額を計上している。

イ. 退職給付引当金

退職給付に充てるため、将来の退職給付見込額を基礎とした現価方式による額（一部の連結子会社は現価方式による額から年金資産の評価額を控除した額）を計上している。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として3年)による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として3年)による定額法(一部の連結子会社は定率法)により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度(一部の連結子会社は発生当連結会計年度)から費用処理することとしている。

ウ. 使用済燃料再処理等引当金

再処理等を行う具体的な計画を有する使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため、再処理等の実施に要する費用の見積額を原子力発電所の運転に伴い発生する当該使用済燃料の量に応じて現価方式(割引率1.6%)により計上している。

なお、平成17年度の引当金計上基準変更に伴い生じた差異（「電気事業会計規則の一部を改正する省令」（平成17年経済産業省令第92号）附則第2条に定める金額）319,755百万円については、平成17年度から15年間にわたり均等額を計上することとしており、その2分の1を当中間連結会計期間に計上している。

また、電気事業会計規則取扱要領第81の規定による前連結会計年度末における見積差異43,964百万円については、当中間連結会計期間から再処理等を行う具体的な計画を有する使用済燃料の発生期間にわたり計上することとしている。

エ. 使用済燃料再処理等準備引当金

再処理等を行う具体的な計画を有しない使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため、再処理等の実施に要する費用の見積額を原子力発電所の運転に伴い発生する当該使用済燃料の量に応じて現価方式（割引率4%）により計上している。

オ. 原子力発電施設解体引当金

将来の特定原子力発電施設の解体に要する費用に充てるため、原子力発電施設解体費の総見積額を基準とする額を原子力発電実績に応じて計上している。

カ. 湯水準備引当金

湯水による費用の増加に備えるため、電気事業法第36条の規定により「湯水準備引当金に関する省令」に基づき計算した額を計上している。

なお、上記会計処理基準に関する事項の「重要な資産の評価基準及び評価方法」、「重要な減価償却資産の減価償却の方法」、「重要な引当金の計上基準」以外は、最近の有価証券報告書（平成19年6月28日提出）における記載から重要な変更がないため開示を省略している。

(表示方法の変更)

中間連結損益計算書関係

前中間連結会計期間において区分掲記していた「固定資産売却益」については、営業外収益総額の100分の10以下となったため、当中間連結会計期間においては「その他の営業外収益」に含めて記載している。なお、当中間連結会計期間の固定資産売却益は、411百万円である。

(追加情報)

原子力発電施設解体引当金に関する事項

原子力発電施設解体引当金については、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律」（平成17年法律第44号）および「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2第4項に規定する製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則」（平成17年経済産業省令第112号）の施行により、総見積額算定の前提となるクリアランスレベル等が変更されたことから、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会の下に平成18年10月に設置された「原子力発電投資環境整備小委員会」において、廃止措置費用の見積りに関して、見直しの対象とすべき項目の選定および見積りの算定方法について検討が行われた。

その結果、原子力発電施設解体引当金の算定要素のひとつである原子力発電施設の廃止措置費用の見積額については、モデルプラントを用いて試算すれば全ての電気事業者の全プラント合計で3,290億円程度増加するが、実際に引当を行うためのユニット毎の廃止措置に係る見積額の計算方法については、今後適切に定められることが必要であるとの報告書が平成19年5月に公表された。

当中間連結会計期間末においては、未だ当該計算方法が定められていないため、当中間連結会計期間における総見積額は、従前の方法により算定している。